

# 富田林市教育委員会会議録

( 令和3年度6月定例会 )

令和3年6月24日開催

富田林市教育委員会

1	開催日時	令和3年6月24日(木) 午後1時～午後2時15分まで	
2	場所	富田林市役所 庁議室	
3	出席委員	教 育 長	山口 道彦
		教育長職務代理者	山元 直美
		委 員	勝山 健一
		委 員	南 栄子
		委 員	水本 哲也
	事務局	教育総務部長	澤田 和秀
		生涯学習部長	音羽 伸彦
		教育総務部付部長兼教育指導室長	石田 利伸
		生涯学習部次長兼文化財課長	柳田 兼利
		教育総務部次長兼教育指導室次長	西岡 隆
		教育総務課長	木下 治彦
		学校給食課長	松葉 邦明
		生涯学習課長	道籬 覚
		公民館長	阪本 朗
		中央図書館長	野村 三枝
		金剛図書館長	道籬 秀
		教育指導室参事兼教育推進係長	西川 潤
		教育総務課長代理(書記)	谷塚 昌彦
4	公開の有無	公開	
5	非公開の理由	—	
6	傍聴人数	0人	
7	所管部署	教育総務部教育総務課	

## 8 議事等の内容

木下教育総務課長 それでは、議事に入ります前に、事務連絡から始めさせていただきます。まず、次回の教育委員会会議の日程でございますが、7月29日（木）の午後2時から、市役所庁議室での開催を予定しております。それでは、本日の議事日程をご説明させていただきます。お手元の議事日程をご覧ください。

日程第1につきましては、会議録署名委員の指名について、でございます。

日程第2につきましては、先月、5月定例会の会議録の承認でございます。

日程第3につきましては、教育長報告でございます。今月は、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について、令和3年度第2回（6月）富田林市議会定例会の報告について、富田林市文化振興事業団の令和2年度事業報告及び決算報告ならびに令和3年度事業計画等についての3件でございます。

日程第4につきましては、富田林市教育委員会の議決を経るべき議案でございます。今月は、富田林市社会教育委員の委嘱・任命について、富田林市立図書館協議会委員の任命についての2件でございます。

それでは、教育長、開会をよろしく願います。

山口教育長 それでは、令和3年度6月定例教育委員会会議を開会いたします。

まず、日程第1、会議録署名委員の指名について、今月は南教育委員よろしく願います。

南委員 わかりました。

山口教育長 続いて、日程第2、会議録の承認について、先月5月定例教育委員会の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はありませんか。特に無いようですので、会議録については承認とさせていただきます。

続いて、日程第3、教育長報告に移ります。今月は3件の報告がございます。報告第4号、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について、新たに承認申請のあった行事がございますので、①と②について、生涯学習課から説明をお願いいたします。

道籐生涯学習課長 生涯学習課に関する①のご説明をさせていただきます。

行事名は、2021年度いながわPAL村計画でございます。申請者は、NPO法人ピープルアクティブライフ代表、勝村耕治氏でございます。

内容につきましては、青少年の健全育成を目的とした自然体験活動でございます。

開催日は、令和3年5月23日（日）から令和3年12月19日（日）のうち、5月23日、8月1日、9月23日、10月18日、12月19日の計5回、5日間でございます。場所は、兵庫県猪名川町で行うものでございます。

目的としまして、主体性や仲間との協調性を育み、自己肯定感を高め、子どもたちのたくましく生きる力を育むものとされています。

対象者についてですが、小学校年長から中学生となっており、参加料は、日帰りで1回あたり1万1,000円でございます。

行事内容につきましては、日本古来の米作りを、年間を通して行うもので、田植えから除草、稲刈り、はさがけ、脱穀、粃すり、精米までを体験します。

本行事は、営利目的や政治的活動、宗教的活動ではなく、後援等に関する事務処理要領に適合すると認められるため、承認をお願いするものがございます。以上でございます。

続きまして、②のご説明をさせていただきます。事業名は、富田林市若者会議が参加者に与える教育的効果に関する調査でございます。申請者は、大阪大谷大学でございます。

内容につきましては、市が若者条例に基づき実施する若者会議への若者の参加が、若者個人にもたらす教育的効果を確認し、可能であれば教訓を抽出するという調査研究に取り組むものでございます。

開催日は、令和3年6月5日（土）から令和3年10月31日（日）で、オンラインにより実施されるものでございます。

目的は、若者会議への参加が参加者個人にもたらす教育的効果とは何かという問いを立て、これへの答えを探究することでございます。

対象者についてですが、若者会議参加者の中で、本調査への協力に同意した者となっており、参加料は無料でございます。

事業内容につきましては、事前アンケート調査の中で、政策提案に関する資質能力に関すること、社会参画・主権者意識に関すること、個人の学びに向かう力・人間性に関することの自己評価を行いまして、主な活動が終わる9月にグループインタビューと事後アンケートで再度自己評価を行うものです。その調査の結果は、市にフィードバックされます。

本行事につきましても、営利目的や政治的活動、宗教的活動ではなく、後援等に関する事務処理要領に適合すると認められるため承認をお願いするものがございます。以上でございます。

山口 教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。特に無いようですので、続きまして、これまで承認したことのある行事について、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、報告第4号についてはこれで終わります。

次に、報告第5号、令和3年第2回（6月）富田林市議会定例会の報告について、まずはすべて報告していただいてから、ご意見、ご質問をお受けいたしますので、よろしくお願ひします。それでは、資料1の図書館から順番に報告をお願いします。

野村中央図書館長

それでは、中央図書館からご報告させていただきます。資料1をご覧ください。大阪維新の会・無会派の会、伊東議員からの代表質問でございます。

(1)の趣旨といたしまして、富田林市立図書館資料収集方針の記載内容は不十分であり、神奈川県藤沢市では収集方針を分類ごとに細かく規定し、図書館ごとに特色をもった資料収集をされていることを紹介され、具体的・実用的な内容に改訂してはどうか、との観点からの質問でした。

本市資料収集方針は、図書館法、図書館の自由に関する宣言の理念に基づき、市民の資料要求を反映させ、市民の文化、教養、調査、研究、趣味及び娯楽等に資する資料を、各分野にわたり、基本的なものから、必要に応じて専門的なものまで幅広く収集しており、幅を持たせた記載としていることを説明いたしました。

資料選定に関しては、職員が、一般書・児童書に分かれ、週に1回ずつ選書会議において決定していること、本市2館1分室の蔵書は固定せずに市立図書館として管理し、どの地域の住民も幅広くご利用いただけるようしていることを述べ、時代の要請とともに変化する市民の要求や資料の形態に対応できるよう、資料収集方針の改訂に向け検討してまいりますと答弁いたしました。

(2)の趣旨といたしましては、東京都調布市立図書館、千葉県浦安市立図書館の地域資料収集基準の事例を参考に、地域資料収集に取り組んではどうかのご質問でございました。

地域資料の定義としまして、地域社会の歴史、文化、行政、市民生活などあらゆる分野に関する資料や、その地域で作成・発行された資料とご説明し、行政資料の収集状況や入手不可能な古い文献を他館からの複製資料として保管していることを述べました。

地域資料の出版につきましては、選書会議や出版情報、新聞や雑誌、インターネット等を通じた情報収集をしており、市民の著作も、ご紹介やご寄贈も多くいただきますが、資料収集方針にも盛り込み積極的に収集に努めると答弁しました。

また、職員体制では、中央図書館・金剛図書館に1名ずつ地域資料担当職員をおき、職員全員が市民と地域を知って資料収集に反映できるよう取り組んでいることを答弁し、今後も計画的に研修を実施するなど、マネジメントに努めてまいりますと結びました。

(3)の地域資料のデジタル化や電子行政資料につきましては、本市文化財課が昨年から取り組んでいる文化財デジタルアーカイブを図書館のウェブページでご紹介していることを述べ、市のウェブページでオープンデータ、富田林市のことが公開されていることから、費用対効果の観点からもリンクすることが効率的・効果的な運用であると認識しておりますが、データの公開期間については、市の方針や関係課との連携を図り長期的な視点で検討してまいりますと結びました。

以上でございます。

西岡教育総務部次長

続いて、教育指導室関連の質問について、ご説明申し上げます。資料2をご覧ください。大阪維新の会・無党派の会、伊東議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、まず、学校の決まりごとは子どもたちが健全に学校生活を営み、よりよく成長していくための指針として、学校長が判断し、定めるものであることをお答えしております。

また、改正の方法につきましては教職員や保護者が主導する場合や子どもが主導する場合などがあり、一括りで示すのは難しい部分もございますが、子どもたちの主体性や自主性を育むという観点から、改正方法を明示することについて検討していくと答えております。

さらに、きまりごとが書かれたプリントを担当がはずかかっており、自由に確認できない状況について改善することや、様々なきまりごとについて、ウェブページで公開することで、幅広く意見を収集し、各校の教育目的を実現するために必要なものかどうかや、合理的な説明が可能か否かという観点から、見直しの充実を図ることがで

松葉学校給食課長

きるよう取組みをすすめるとお答えしております。以上でございます。

続いて、学校給食課関連の質問について、ご説明申し上げます。それでは、資料3をご覧ください。大阪維新の会・無会派の会、伊東議員からの代表質問でございます。

質問の趣旨としましては、中学校給食について、給食の日や、給食無料チケットの事業効果、そして、全員喫食化の見解を問うものでした。

答弁としまして、まず、給食の日については、生徒に1食分を無料で味わっていただく取組みとして平成24年度から実施しておりますと述べ、その事業効果としまして、全8校での喫食率が年々増加しており、選択制給食の申し込みにつながっていると考えますと答えました。

次に、給食無料チケットは、令和2年10月から令和3年3月までの期間、ひとり30食分が無料になる事業として実施したものと述べ、チケットの消化状況は全体の利用が80.1%、事業実施後の喫食率も上昇傾向が表れているものと考えますと答えました。

最後に、本市中学校給食は選択制、自校調理方式により実施しており、導入にあたりまして、各施設や設備の整備をしたものと述べ、全員喫食化する場合には、新たな整備のほか、給食時間内で終わることが困難となるなど、課題が考えられるところだと答えました。しかしながら、全員喫食化の自治体も増えている状況もございますことから、近隣市や先進市の取組を注視するとともに、調査検討してまいりますと結びました。以上でございます。

阪本公民館長

続きまして、公民館からご報告させていただきます。資料4をご覧ください。ふるさと富田林、坂口議員からの代表質問でございます。

(1)で、本市の東西問題の取組み状況と課題について問うもので、公民館の取組みを紹介しています。

公民館まつり開催時に巡回バスを運行し、参加者がすべての公民館まつりに参加できるよう、市民交流を進めていること。また、昨年度は市制70周年事業として、富田林・おもろスポットウォークを実施し、金剛地区の方々にはじめとする富田林の伝統に触れ、富田林の隠れた魅力を再発見していただくことをねらいとしたことを述べ、今後ともさまざまな機会を捉え、東西の市民交流を進めてまいりますと結んでいます。以上でございます。

西岡教育総務部次長

次に、資料5をご覧ください。公明党、村山議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、現在、生理用品の取扱い等について、学校で指導を実施していることや、必要な子どもに保健室で配布していることにお答えしております。

また、コロナ禍の中で子どもたちによりきめ細かな対応を進める必要性を強く認識しているため、個別の家庭状況をふまえ、子どもたちが家庭生活を過ごすうえでも困らないよう、災害備蓄用品も活用し、必要分をまとめて渡すことを検討していくとお答えしております。以上でございます。

道旗生涯学習課長

続きまして、資料6をご確認ください。公明党、村山議員からの代表質問です。

内容といたしましては、コロナ禍による減収などにより、経済的困窮で、生理用品が購入できない女性に対し、市公共施設のトイレに生理用品を配置する事と、希望者

に窓口で生理用品をお渡しできる体制を求める趣旨の質問でした。

答弁といたしまして、生涯学習課に関連する部分といたしましては、きらめき創造館 Topic では、子ども・若者育成支援委託事業者と連携・協力して、生活に困っていることや悩みを聞く相談業務を実施しており、新型コロナウイルス感染拡大で、親元やアルバイト先などが影響を受けた一人暮らしの大学生等が、経済的に困窮して相談に来られた場合は、食糧や災害備蓄用の生理用品の配布について説明し、必要な若者に生理用品の配布を行っている旨をお答えいたしました。

結びとしまして、公共施設のトイレに生理用品を配置することや希望者に窓口でお渡しできる体制につきましては、トイレ内の管理方法と窓口での申し出に躊躇される場合の対応など、課題も考えられますことから、今後どのような方法をとれるのか、施設の状況を確認するなど調査検討してまいりますと答弁いたしました。

次に、資料7をご確認ください。同じく公明党、村山議員からの代表質問です。

内容といたしましては、市民総合体育館及び小中学校屋内運動場の床材をクッション性のある材質に改修する提案のご質問でした。

答弁といたしまして、(1) について、でございますが、市民総合体育館の競技場の床面の維持管理といたしまして、利用後にモップ掛けをおこなうとともに、定期的なワックス掛けや、必要に応じて、パテでの穴埋め、床材の研磨、部分取替などの補修を行い、利用者の安全確保に努めていますと答弁をいたしました。

次に(2) について、でございますが、本市では、これまで市民総合体育館競技場床材のささくれなどによる、けが等の発生の報告は受けていないこと、競技利用者から床材のささくれ等の苦情についてない状況であること、しかしながら、国の消費者庁のホームページでも、ささくれなどによるけがが取り上げられており、本市においても、安全確保の重要性は認識していますと続けました。

続きまして(3) 及び(4) について、一括してお答えさせていただきます。

ウレタン素材の床材使用につきましては、クッション性があり運動による体への負荷をやわらげる効果があり、ささくれも発生しないなどのメリットが多いと答えました。

まとめとしまして、市民総合体育館及び小中学校屋内運動場へのクッション性のある床材の導入にあたりましては、近隣他市の導入事例を調査し、施設の長寿命化や費用対効果の観点も踏まえまして今後、調査研究を行って参りますとお答えいたしました。以上でございます。

西岡教育総務部次長

次に、資料8をご覧ください。同じく公明党、村山議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、タブレットの活用について、5教科ではデジタルドリルを活用していることや、体育・音楽での活用事例をお示しし、今後の持ち帰りの予定等をお答えしております。

また、Wi-Fi ルーターの貸出につきましては、タブレットとセットで持ち帰る予定であること、オンライン授業につきましては、現在、リモート集会で活用し教職員が操作に慣れている段階であることや、市内の生徒会交流会や教職員研修をオンラインで実施していること、今後は、他市とのオンライン交流を予定している学校もある

ことを紹介しております。

最後に、不登校児童生徒への支援にも活用し、誰一人取り残すことのない学びや、それぞれの子どもに応じた学びを実現するために、より効果的なタブレット活用の研究に取り組んでいくと結んでおります。以上でございます。

道旗生涯学習課長

それでは、資料9をご確認ください。日本共産党、岡田議員からの代表質問です。

生涯学習課に関連する内容といたしましては、分譲マンションを取り巻く様々な課題を挙げられ、市の支援として、分譲マンションの集会所を使つての生涯学習活動への援助はないのか、との質問でした。

答弁といたしましては、集会所を使つての生涯学習活動への支援として、とんだばやし発見出前講座を述べました。内容としては、ごみの出し方や防災について、また健康など身近な内容や、市の総合ビジョンといった市の方針まで、幅広い講座メニューを用意し、地域の皆さんに提供しているとの答弁を行いました。以上でございます。

次に、資料10のご確認をお願いします。同じく日本共産党、岡田議員からの代表質問です。

生涯学習課に係る質問としまして、④から⑧について、順次、答弁をいたしました。

④すばるホールは多くの市民の方々に愛され、利用されている。今回利用できなくなるとされているスペースは非常に利用率も高い状況であり、行政機能として入る、それぞれの部屋のコロナ前3年間の利用率を問うものでした。

答弁といたしまして、1日3区分の内、1区分でも利用があればカウントする日数利用率で順次申し上げました。数字はお手元のとおりでございまして、小ホール、展示室、会議室1、清光の間の順で、各平成28年度、平成29年度、平成30年度の日数利用率を述べております。

次に、⑤すばるホールは現在、月曜日が休館日だが、土日が休みの市役所の業務を並行する方法について、どのように考えるのか、との質問でした。

答弁といたしまして、行政機能の一部移転に伴い、行政機能部分は、月曜日から金曜日の開庁、行政機能以外の部分は、これまでと同様の開館日を基本で調整してまいります、と答弁を行いました。

次に、⑥すばるホールの指定管理者である富田林市文化振興事業団は、もともとすばるホールを運営するために作られた団体で、30年にわたり富田林市の文化振興を担ってこられた。富田林市文化振興事業団からの意見聴取、協議はおこなってきたのか、との質問でした。

答弁といたしまして、まず、昨年12月と本年2月に文化振興事業団に行政機能の仮移転の内容説明ならびに懸案事項についての意見照会を行い、3月に意見をいただき、次に、仮移転を本移転とする新たな方針が決定しましたことから、4月28日に、市長と教育長がすばるホールにて文化振興事業団理事長と面会し、一部の行政機能が本移転する方針を伝えました。それを受けまして、6月3日付けで文化振興事業団よりご意見をいただきました、と答弁を行いました。

次に、⑦今後は、すばるホールの利用に関し不便を強いられ、文化活動に支障をき

たすことも考えられる。すばるホールを利用する市民の方々や日頃利用されている団体、現在 14 団体で構成される文化団体協議会などへの意見聴取や協議はおこなってきたのか、との質問でした。

答弁といたしまして、庁舎建て替えに伴い、行政機能の一部を仮移転することにつきまして、本年 4 月 3 日に文化団体協議会の事務局であります文化振興事業団から同協議会に報告させていただきました。その後、仮移転から本移転とする新たな方針を、文化振興事業団より同協議会加盟 14 団体の代表者に 6 月 1 日から順次電話で連絡させていただきましたとつづき、今後につきましては、まずは、同協議会のご意見をうかがって協議を進めてまいりたいと考えております。また、すばるホールの利用者や利用団体からの意見聴取等についても検討をしております、と結びました。

次に、⑧すばるホールの文化施設機能と生涯学習機能の縮小は、文化拠点としてのすばるホールの実質、廃止に等しい内容であり、本市の文化レベルの著しい低下が懸念される。先の 5 月 31 日の全員協議会で報告があった生涯学習推進プランの策定内容とも矛盾すると考えるが、市長の見解は、との質問でした。

答弁といたしまして、富田林市生涯学習推進プランは、富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画の生涯学習に関する分野別施策と位置づけており、効果的な生涯学習施策の事業展開を行うための指針であると述べ、すばるホールにおきましては、一部に行政機能が移転しますが、設置目的である市民文化の振興を図る機能は維持し、他の公共施設等も有効活用し、プランに基づいた文化施設機能や生涯学習機能の充実を図ってまいりますことから、矛盾するものではないと考えております、と結びました。以上でございます。

西岡教育総務部次長

次に、資料 11 をご覧ください。中山議員の個人質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、文部科学省や大阪府のマニュアルに、十分な身体的距離が確保できる場合や、活動を行う場所の気温、湿度や暑さ指数が高い場合や、体育の授業等ではマスクの着用が必要ないことが明記されておりますことから、本市立小中学校におきましても、このマニュアルに基づき感染症対策の指導を行っていることや、5 分間走は、一般的に呼気が激しくなる運動にあたると思われるため、同様の対応を行っていることをお答えしております。

加えて、熱中症等のリスクを十分理解し、子ども自身が状況に応じてマスクを着脱する等、適切に判断し行動できる力を育成する等、安全教育の充実に努めていくと結んでおります。以上でございます。

松葉学校給食課長

それでは、資料 12 をご覧ください。左近憲一議員からの個人質問でございます。

質問の趣旨としましては、本市学校給食センター土地の利用状況について、職員及びパート職員の通勤の負担について見解を問うものでした。

答弁としましては、本市学校給食センターの敷地内には、センター建物のほか、来客用の駐車場及び駐輪場を確保しており、大阪府の自然環境保全条例に基づき、緑地帯を敷地奥に設けていますと述べました。

学校給食センターでは、近隣の市立小中学校の敷地内や民間駐車場に駐車スペースを確保していますが、場所によっては、かなりの移動距離もあり、職員にとって負

担にもなっていると聞いていますと答え、今後は、荒天時などの通勤負担の軽減に向け、緑地帯の有効活用を含めて検討してまいりますと結びました。以上でございます。

山口教育長 ありがとうございます。それでは、まずは、資料1について、何かご質問等はありませんか。特に無いようですので、次に、資料2について、何かご質問等はありませんか。

学校のきまりごとというところだと、制服については、ここ数年で大きく変わってきている学校が多くありますね。

石田教育総務部付部長 はい。全体的な傾向として、ブレザーに変更している学校が多くなっております。男女の制服につきましても、個人によって選択が可能な形となっております。

勝山委員 資料2の答弁内でも触れられていますが、学校のきまりごとというのは、それぞれの学校によってそこまで大きく違うものですか。

石田教育総務部付部長 各校の生徒指導担当者が会議等で情報交換をしておりますので、ある程度は統一されたルールとなっておりますが、やはり学校ごとの特徴によって、多少の違いがあるというのが現状でございます。

勝山委員 学校ごとの特徴というのは、校長先生の考えの違いによる影響が大きいのでしょうか。

石田教育総務部付部長 学校長個人の考え方というよりも、その学校の伝統や地域性、また、子どもたちが働きかけを行った結果、校則が変更されているといったケースもございますので、そういったところで違いが生まれているものと認識しております。

南委員 中学校だと、昔は生徒手帳に校則の記載がありましたね。現在はそういった記載はないのですか。

石田教育総務部付部長 はい。現在、生徒証明書はカード化されております。

南委員 私が金剛中学校に通っていた当時、生徒手帳に記載されていた髪型の制限について不満に思っていたところ、生徒会を担当してくださっていた先生が、生徒として学校に働きかけるよう助言をくださった覚えがあります。このような校則や学校のきまりごとについて、たとえば生徒や教員の何%の賛成票をもって変更することが出来るというような、明確な基準はあるのでしょうか。

石田教育総務部付部長 学校のきまりごとですが、どのような手続きをとれば変更が可能かという点については現在、明確な基準はなく、曖昧な状態となっております。

靴下の色等のきまりごとについて、子どもたちからの意見を受けて変更しているというケースもございますので、きまりごとを改正する方法については、ある程度統一した改正方法を明示できるよう、明確な基準を設けるなどの検討を進めてまいります。

南委員 きまりごとを変えるための仕組みが整備されていれば、何をしても変えられないというわけではなく、子どもたちの感じ方も大きく違うのではと思います。よろしくお願いたします。

山口教育長 それでは、他にご質問等はありませんか。特に無いようですので、次に、資料3について、何かご質問等はありませんか。特に無いようですので、次に資料4について、何かご質問等はありませんか。

資料4の本市の東西問題についてですが、議会会期中ご指摘いただくことも多く、交通問題等のさまざまな課題の解消について、より精力的に取り組んでいく必要があるのではないか、という趣旨からの質問だったかと思います。

勝山委員

市の東西では学校の雰囲気も異なるように感じますが、東西の学校間での交流はされていますか。

石田教育総務部付部長

東西に限らず、学校間というところでは、生徒会や部活動の交流は盛んであると思います。その他にも、行事では合唱コンクールや連合運動会等でも、他の学校との接点はございます。

学校規模の違いや地域性によって、学校の雰囲気は異なるものだと思います。

山口教育長

東側、西側どちらの学校にも勤務しましたが、子どもたちと深く付き合う中で違いを意識することはありませんでしたので、個人的には、表現の仕方に地域性があるというところではないかと思います。

それでは、他にご質問等はございませんか。特に無いようですので、次に、資料5について、何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、次に、資料6について、何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、次に、資料7について、何かご質問等はございませんか。

南委員

市民総合体育館の安全対策についてということですが、これは、本市では床材が原因のけがが発生したという事例はないものの、全国的に床材が原因のけがが複数発生しているため、本市においても、体育館の床材改修を求めるといえるものですね。

道旗生涯学習課長

はい、その通りでございます。本市においては、これまで報告された床材のささくれによるけがの事例はございません。しかしながら、こういったけがの事例が各種マスメディア等でも取り上げられており、安全確保の重要性については認識しているところでございます。

水本委員

安全対策として導入を提案されているウレタン素材の床材について、仮に導入を進めた場合、体育館を使用する競技に支障はないのでしょうか。クッション性があるとのことですが、たとえばバスケットボールの場合、ドリブルに影響しませんか。

道旗生涯学習課長

ウレタン素材の床材につきましては、さまざまな種類があり、特に体育館での使用に適したものを想定しております。公式試合でも使用が可能であると認定されており、競技に支障をきたすことはございません。

ただ、既存の床板の上にウレタン素材の床材を敷くような形になりますので、その分15mm程度の高さが出てしまい、出入口に傾斜をつける必要があり、重いものを載せると沈み込んでしまう等の課題もあるため、導入を検討するにあたっては、今後、調査、研究を行ってまいりたいと考えているところでございます。

勝山委員

もし導入する場合は、既存の床板を剥がすことなく、その上からウレタン素材の床材を張るような形になるのですか。

道旗生涯学習課長

そのようになります。

勝山委員

導入費用はどの程度かかりますか。

音羽生涯学習部長

小中学校の体育館ですと、1校あたりおよそ1,000万円程度と伺っております。

水本委員

かなり大きな額ですね。子どもたちの成長の過程においても、運動による体の負荷を軽減できるというのは大きなメリットであると思いますが、やはり十分な検討が

必要そうですね。

道旗生涯学習課長

河南町の導入事例を見学させていただきましたが、冬場は床面からの冷気を抑えられるというお話も伺いました。子どもたちは体育館で三角座りをすることも多いので、寒さをやわらげられるという点でもメリットがあるようです。

音羽生涯学習部長

一方で、バリアフリーの観点から言えば、高さが 15mm 上がることで生じる段差を解消する必要があります。

山口教育長

費用面での課題に加え、さまざまなメリット、デメリットがあるということですね。それでは、他にご質問等はございませんか。特に無いようですので、次に、資料 8 について、何かご質問等はございませんか。

山元委員

タブレットを活用した学習について、子どもたちからは概ね肯定的に捉えられているとありましたが、中には機器の使用に抵抗があり、否定的な意見もあるのではないかと思います。そういった事例についての報告はありますか。

西岡教育総務部次長

低学年の子どもにとってはタブレット本体が重たいという話を伺っています。また、デジタルドリルを持ち帰り学習時など利用していますが、オフラインで利用できるダウンロード版は、オンライン接続して利用するのと比べ、読み込みに時間がかかるという意見もございます。

タブレットを活用した学習そのものについては、特に否定的な意見もなく、デメリットを感じている子どもたちは非常に少ないものと認識しております。

山元委員

ゲーム等、家庭の中ですでにタブレットに触れていたりする子どもも多いと思うので、それほど抵抗感はないのかもしれないですね。

山口教育長

実際に活用している様子を見学しますと、筆箱と同じように、タブレットを横に置いて授業を受けています。

石田教育総務部付部長

学校側としましては、故障や不具合が発生した際の対応に苦慮しているという面もありますが、我々が想定している以上に、子どもたちは新しい授業の形に順応しているように思います。

山元委員

学校の授業風景もどんどん変わってきているのですね。

石田教育総務部付部長

教育委員の皆さま方にも、機会があれば一度見学していただければと思います。

山元委員

わかりました。ありがとうございます。

山口教育長

それでは、他にご質問等はございませんか。特に無いようですので、次に、資料 9 について、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、次に、資料 10 について、何かご質問等はございませんか。

山元委員

一部の行政機能をすばるホールに移転するというのは、庁舎の建て替えに伴う一時的な措置ではなく、本移転ということで決定しているのですか。

音羽生涯学習部長

はい。現状の方針といたしましては、本移転ということで決定しております。

山元委員

すばるホールへの本移転が決まっているのは、どの部署ですか。

音羽生涯学習部長

産業まちづくり部各課、上下水道部各課、また、生涯学習部からは文化財課が対象となっております。

山口教育長

庁舎の建て替えにあたっては、仮庁舎を建設するのが一般的であると思いますが、事業費の縮減という観点から、すばるホールが活用されることとなり、当初は仮移転という形で検討を進めておりました。その後、新庁舎自体のコンパクト化を図るた

め、事業部門については、すばるホールに本移転させるということで方針決定いたしました。今後は ICT を活用し、本庁との密な連携が可能なシステム等も整備しながら、設計等を進めていくこととなります。

庁舎整備基本計画の基本方針に基づき、経済的で合理的な庁舎の実現のためと認識しております。

山元委員

金剛地区には金剛連絡所がありますが、やはり本庁でしか対応できない業務もあり、これも資料 4 で言及されていた東西問題の一つであると思います。来庁者の利便性を損なわないことはもちろん、受けられる行政サービスについて、東西で地域差が発生することのないよう進めていく必要があると思います。

また、私自身も富田林庁舎整備基本計画策定委員会に関わっておりますが、すばるホールに行政機能が本移転されるという話については、詳しく知りませんでした。資料 10 の (1) の質問があった経過も、委員会や議会での議論がなく決定されたというところが大きいのでしょうか。

音羽生涯学習部長

すばるホールへの一部行政機能の移転が、仮移転から本移転となった件につきましては、方針として決定したという段階であり、今後、市民や議会、市職員からの意見も踏まえながら、さらなる検討や調整が進められていくものでございます。

山元委員

庁舎の建て替えについては、補助金の関係で時間にあまり猶予がないというように伺っておりましたが、今後、市民の意見を取り入れる機会の準備もあるということですね。

音羽生涯学習部長

はい。まずは、すばるホールの利用者や利用団体からの意見聴取を検討しております。また、すばるホールの指定管理者である文化振興事業団とも協議を行いながら、本移転に向けて進めてまいりたいと思います。

山元委員

わかりました。資料 10 の日数利用率を見る限り、やはり人気のある部屋に偏りがあるようですので、そういったあまり活用されていない施設設備を有効活用できるのであれば、すばるホール自体の運営管理の効率化にもつながると思います。よろしくお願いいたします。

山口教育長

市民の方の利便性を考慮し、経済的で合理的な新庁舎を実現することは、本市教育委員会および生涯学習部にとっても、非常に大きな課題であると認識しております。教育委員の皆さま方におかれましても、庁舎機能の移転や効率化について、積極的にご意見をいただければと思います。

南委員

質問 (2) を見る限り、庁舎の建設規模が縮小されるという部分について、強く懸念を感じておられているような印象ですが、実際はどうなのでしょう。

道旗生涯学習課長

趣旨といたしましては、すばるホールに庁舎機能が移転することで、すばるホールの利用者に影響が出ることを危惧されての質問であると思います。

山元委員

今回の庁舎建て替えについては、平成 28 年の熊本地震で本庁舎が被災したという事例も大きく関わっていると思いますし、有事の際も想定し、災害に強く、また市民の方々の希望も踏まえた、市民交流の場としても機能する新庁舎を想定されているものと考えております。また、新庁舎は、現在の庁舎よりもおそらく階数は多くなりますよね。本市の財政状況や人口減という現状も鑑み、建設規模がコンパクト化されるのは、庁舎整備基本計画に基づいて建て替えを進める上で、必要なことであると思

います。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、他にご質問等はございませんか。特に無いよう  
ですので、次に、資料 11 について、何かご質問等はございませんか。

南 委 員

体育の授業でのマスク着用について、本市では、体育館での授業の際は必ずマスク  
を着用させているのですか。

西岡教育総務部次長

体育館での授業の場合も、扉を開放する等の換気を行っておりますので、体育の授  
業の際もマスクを着用するようという指導はしておりません。

南 委 員

わかりました。熱中症等のリスクもありますので、着用させたまま体育を行うのは  
危険だと思います。

西岡教育総務部次長

引き続き、子どもたちの様子をきめ細かく見守ってまいります。

山口教育長

他にご質問等はございませんか。特に無いようですので、次に、資料 12 について、  
何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、報告第 5 号についてはこれで終わります。

次に、報告第 6 号、富田林市文化振興事業団の令和 2 年度事業報告及び決算報告並  
びに令和 3 年度事業計画等について、生涯学習課より説明をお願いします。

道籐生涯学習課長

それでは報告第 6 号、公益財団法人富田林市文化振興事業団の令和 2 年度事業報  
告及び決算報告並びに令和 3 年度事業計画につきまして、ご報告申し上げます。経  
営状況報告書の 39 ページをお願いします。

まず、事業の概要でございますが、市民の積極的・自主的な文化活動の一層の促進  
と機会の充実を図るため、地域とともに人とともにを基本理念とし、身近で親しむこ  
とができる様々な事業を実施するとともに、文化芸術創造の核となる人づくりや次  
世代を担う子どもたちへの文化芸術活動にも積極的に取り組み、市民芸術活動の支  
援、人材育成の推進及び教育活動への貢献などにより、特色ある富田林市の文化芸術  
を発信しました。

また、すばるホール指定管理者として、これまでの経験や構築したネットワーク  
を活用し、より一層の効果的かつ効率的な会館運営と芸術性の高い文化事業を行う  
中で、引き続き富田林市の文化施策の推進に寄与するとともに、すばるホールの設置  
目的の達成に努めました。

次に、事業の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症対策で、緊急事態宣  
言の発出や定員制限、開館時間の短縮の影響を受けまして、事業の中止、延期等の措  
置をせざるを得なかったと報告を受けています。

そのような中で、1. 文化芸術の振興事業として、(1) 舞台芸術鑑賞事業、(2)  
市民参加の文化芸術創造事業、(3) 文化芸術の普及啓発事業、(4) 教育文化に関す  
る知識の普及啓発及びプラネタリウム投映に関する事業、(5) 市民の文化芸術活動  
を推進するための環境づくりを目的とした事業の各事業内容を 39 ページから 51 ペ  
ージに掲載させていただいております。次に、52 ページをお願いいたします。

施設利用状況では、すばるホールの利用者数は、6 万 1,259 人でした。前年度の 3  
分の 1 以下であり、新型コロナウイルス感染症対策の影響で、休館や新規受付の停  
止、利用のキャンセル等、大きな影響を受けたと報告を受けております。

続きまして、令和 2 年度の会計決算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

決算につきましては、56 ページの正味財産増減計算書の当年度欄によりご説明申し上げます。

まず、一般正味財産増減の部でございますが、1. 経常増減の部 (1) 経常収益につきまして、基本財産運用益 23 万 631 円、特定資産運用益 7 万 3,217 円、受取会費 9 万 7,000 円、事業収益 2 億 4,724 万 9,132 円、経常収益計は 2 億 6,273 万 179 円で、前年度に比べまして 1,779 万 4,934 円の減でございます。

一方、(2) 経常費用は、事業費 2 億 7,950 万 642 円、57 ページに移りまして、管理費 534 万 9,691 円となっております。

以上、経常費用計は 2 億 8,485 万 333 円で、前年度に比べまして 532 万 9,798 円の減でございます。したがって、当期経常増減額はマイナス 2,212 万 154 円でございます。

次に、2. 経常外増減の部では、(1) 経常外収益、(2) 経常外費用はともになく、税引前当期一般正味財産増減額は、マイナス 2,212 万 154 円となり、法人税等を引きました当期一般正味財産増減額は、マイナス 2,219 万 154 円でございます。一般正味財産期首残高は 8,030 万 1,658 円で、一般正味財産期末残高は 5,811 万 1,504 円でございます。

次に、指定正味財産増減の部では、当期指定正味財産増減額はなく、指定正味財産期首、期末残高とも 2 億円でございます。したがって、正味財産期末残高は 2 億 5,811 万 1,504 円で、前年度に比べまして 2,219 万 154 円の減でございます。

なお、55 ページの貸借対照表及び 58 ページ以降の財務諸表の説明につきましては、誠に勝手ながら省略させていただきます。恐れ入りますが、38 ページにお戻りください。

本決算につきましては、去る 5 月 16 日に事業団の監事によります監査を受けており、ここに監査報告書を添付いたしておりますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、令和 3 年度の事業計画書及び収支予算書につきまして内容のご説明を申し上げます。66 ページをお願いします。

事業計画につきまして、今年度は、すばるホールが開館 30 周年を迎え、公益財団法人富田林市文化振興事業団が、すばるホール指定管理者として、これまでの経験を生かし、より一層の効果的かつ効率的な会館運営と芸術性の高い文化事業を行う中で、引き続き富田林市の文化施策の推進に寄与するとともに、設置目的である文化の薫り高い魅力あるまちづくりの達成に努めてまいりたいと考えております。事業内容としましては、67 ページから 71 ページに掲載しております。

次に、令和 3 年度の収支予算でございますが、72 ページ、収支予算書をお願いいたします。

まず、一般正味財産増減の部、1. 経常増減の部でございますが、(1) 経常収益といたしまして、基本財産運用益 16 万円、特定資産運用益 4 万 1,000 円、受取会費 40 万円、事業収益 2 億 8,154 万円、受取補助金等 1,000 円、雑収益 2,000 円、したがって、経常収益計は 2 億 8,214 万 4,000 円でございます。

次に、(2) 経常費用といたしまして、事業費支出 2 億 9,064 万 5,768 円、73 ページに移りまして、管理費支出 293 万 3,232 円、経常費用計は 2 億 9,357 万 9,000 円

でございます。したがって、当期経常増減額はマイナス 1,143 万 5,000 円でございます。

2. 経常外増減の部では、当期経常外増減額はなく、当期一般正味財産増減額はマイナス 1,143 万 5,000 円となり、従って、一般正味財産期首残高は、6,308 万 1,952 円で、一般正味財産期末残高は、5,164 万 6,952 円でございます。

また、指定正味財産増減の部では、当期指定正味財産増減額はなく、指定正味財産期首、期末残高とも 2 億円でございます。したがって、正味財産期末残高は 2 億 5,164 万 6,952 円でございます。

74 ページは、収支予算書内訳表でございますが、説明につきましては、誠に勝手ながら省略させていただきます。以上で富田林市文化振興事業団の経営状況報告を終わらせていただきます。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

山口教育長 ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

山元委員 数年前にあった不正会計から、監査についてはよりいっそう厳格化されたものと思いますが、チェック機構はきちんと機能していますか。

道旗生涯学習課長 評価委員会にもヒアリングを実施しておりますが、不祥事の再発防止に向け、職員に対する注意喚起も徹底していると伺っております。

山元委員 文化振興事業団に対して、定期的または不定期的な検査等は行っているのでしょうか。

道旗生涯学習課長 月に一度、打ち合わせ等を行っておりますので、その中で積極的な実態把握に務めております。

山元委員 わかりました。

山口教育長 他にご意見、ご質問等はございませんか。特に無いようですので、報告第 6 号につきましては、これで終わります。

続きまして、日程第 4、富田林市教育委員会の議決を経るべき議案に移ります。今月は 2 件の案件がございます。まずは、議案第 10 号、富田林市社会教育委員の委嘱・任命について、生涯学習課から説明をお願いします。

道旗生涯学習課長 それでは、議案第 10 号につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本委員会は、社会教育法第 15 条の規定に基づく富田林市社会教育委員設置条例に従って委嘱・任命を行うものです。

今回の委嘱・任命は、学校関係者の人事異動等に伴い委嘱・任命を行うものでございます。なお、新規委員には網掛けを行い、新旧対照表を下部に掲載させていただきました。

なお、任期につきましては富田林市社会教育委員設置条例第 4 条の規定により、前任者の残任期間となり、令和 4 年 6 月 30 日まででございます。

以上でございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

山口教育長 ありがとうございます。それでは、議案第 10 号につきまして、何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、議案第 10 号につきましては、提案どおり議決とします。

次に、議案第 11 号、富田林市立図書館協議会委員の任命について、図書館から説明をお願いします。

野村中央図書館長

それでは、議案第 11 号、富田林市立図書館協議会委員の任命について、提案の理由並びにその内容をご説明申し上げます。

図書館協議会は、図書館法第 15 条及び本市図書館条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対し意見を述べる機関として、設置しております。

本協議会につきましては、社会教育関係・家庭教育関係・学校教育関係の選出団体より推薦いただき、2 年間の任期で委員に就任いただいております。この度、学校教育関係の人事異動に伴い、新たに図書館担当の校長先生・園長先生を本年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの 1 年間、当協議会委員に選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。なお、変更のあった 2 名の委員はお名前に網掛けをし、下部に新旧対照表を掲載させていただきました。

以上でございます。ご審議どうぞよろしくお願い申し上げます。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、議案第 11 号につきまして、何かご質問等はありませんか。特に無いようですので、議案第 11 号につきましては、提案どおり議決とさせていただきます。

以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。本日の案件に対しまして、活発なご意見、ご質問をいただき、長時間のご審議ありがとうございました。

これで、令和 3 年度 6 月の定例教育委員会会議を終了いたします。